第九条の六第一項中「第二十五条の二第三項」を「第二十五条の二第四項」に改め、同条第二項中「第二十五条の二第四項第一号に掲げる要件（同号イに掲げる場合に係る当該要件に限る。）を満たす」を「第二十五条の二第五項第一号に掲げる場合に該当する」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「（法第二十五条の二第四項第一号」を「（法第二十五条の二第五項第一号」を「第二十五条の二第五項第二号」に、「要件（同号ロに掲げる場合に係る当該要件に限る。）を満たす」を「場合に該当する」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第八項中「第二十五条の二第四項第一号ロ(1)」を「第二十五条の二第五項第二号イ」に、「第二十五条の二第四項第二号イ」に、「同号ロ(2)」を「同号ロ」に改め、同条第十項中「第二十五条の二第四項第一号ロ(2)」を「第二十五条の二第四項第二号ロ」に、「同号ロ」を「同条第七項」に改め、同条第十一項中「第二十五条の二第四項第二号に掲げる要件を満たすものとして同項の規定により同条第三項」を「第二十五条の二第四項」に、「同号」を「同条第七項」に改め、同条第十二項を削る。

第十一条の四の次に次の一条を加える。

（給与所得控除の最低控除額等の特例）

第十一条の五　法第二十九条の四第四項の規定の適用がある場合における所得税法施行規則第九十三条の規定の適用については、同条第一項第三号中「その金額に応じて法別表第五により求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額」とあるのは、「租税特別措置法第二十九条の四第四項（給与所得控除の最低控除額等の特例）の規定を適用した場合の同項に規定する給与所得の金額に相当する金額」とする。

第十三条の三第一項第六号を削り、同項第五号中「第三十一条の二第二項第五号」を「第三十一条の二第二項第六号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「第三十一条の二第二項第四号」を「第三十一条の二第二項第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「第三十一条の二第二項第三号」を「第三十一条の二第二項第四号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の二中「第三十一条の二第二項第二号の二」を「第三十一条の二第二項第三号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第七号イ中「第二十条の二第七項各号」を「第二十条の二第五項各号」に改め、同項第九号の次に次の一号を加える。

九の二　法第三十一条の二第二項第九号の二に掲げる土地等の譲渡　当該土地等の買取りをする同号に規定する承認地域経済牽引事業用地整備者から交付を受けた次に掲げる書類

イ　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十二条の二第三項の都道府県知事又は同条第五項の経済産業大臣の当該土地等の買取りに係る同条第一項に規定する地域経済牽引事業用地整備計画が同条第三項若しくは第五項又は同法第十二条の三第一項の承認を受けたものである旨を証する書類の写し

ロ　経済産業大臣の当該土地等に係る法第三十一条の二第二項第九号の二に規定する承認地域経済牽引事業用地整備（ハにおいて「承認地域経済牽引事業用地整備」という。）が地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十二条の四に規定する基準に適合することについて経済産業大臣の確認を受けたものである旨を証する書類の写し

ハ　当該土地等の買取りをする者の当該土地等を承認地域経済牽引事業用地整備の用に供するために買い取つた旨を証する書類

第十三条の三第一項第十号イ中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「場合」を「場合（ロに掲げる場合を除く。）」に、「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に、「施行再建マンション」を「再生後マンション」に、「第二十条の二第九項」を「第二十条の二第七項」に改め、同号ロ中「隣接施行敷地」を「隣接施行敷地権」に、「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に、「施行マンションが」を「建替前マンション又は同号に規定する滅失したマンションで同号に規定する再建敷地の上に存していたものが」に、「第二十条の二第十項」を「第二十条の二第八項」に、「施行再建マンション」を「再生後マンション」に、「同条第九項」を「同条第七項」に、「施行マンションの」を「建替前マンション又は当該滅失したマンションの」に改め、同項第十一号中「マンション敷地売却事業」を「マンション等売却事業」に、「認定買受計画に第五項」を「認定除却等計画又は第五項に規定する計画に第六項」に、「当該記載」を「これらの計画に記載」に改め、同項第十二号イ中「第二十条の二第十三項各号」を「第二十条の二第十一項各号」に改め、同号ロ中「第二十条の二第十五項各号」を「第二十条の二第十四項各号」に改め、同項第十三号中「以下この号に」を「ロに」に改め、同号ロ中「第二十条の二第十五項各号」を「第二十条の二第十三項各号」に改め、同号に次のように加える。

ハ　国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類で、当該譲渡に係る土地等が当該譲渡をした時において地すべり防止区域等内にあるものでないことを明らかにする書類

第十三条の三第一項第十四号中「以下この号に」を「ロに」に改め、同号に次のように加える。

ニ　国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類で、当該譲渡に係る土地等が当該譲渡をした時において地すべり防止区域等内にあるものでないことを明らかにする書類

第十三条の三第一項第十五号中「以下この号に」を「ロに」に改め、同号に次のように加える。

ホ　国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類で、当該譲渡に係る土地等が当該譲渡をした時において地すべり防止区域等内にあるものでないことを明らかにする書類

第十三条の三第一項第十六号中「以下この号に」を「ロに」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第二十条の二第二十六項に規定する確定優良住宅地造成等事業」を「第二十条の二第二十四項に規定する確定優良住宅地造成等事業」に、「同条第二十六項」を「同条第二十四項」に、「第十項第二号」を「第十一項第二号」に改め、同項第一号中「第十項第一号イ」を「第十一項第一号イ」に改め、同項第二号中「第三十一条の二第七項」を「第三十一条の二第八項」に、「第二十条の二第二十六項」を「第二十条の二第二十四項」に改め、同項第四号中「第二十条の二第二十四項」を「第二十条の二第二十四項」に改め、同項第五号中「第二十条の二第二十三項、第二十五項又は第二十六項」を「第二十条の二第二十一項、第二十三項又は第二十四項」に、「同条第二十四項から第二十六項まで」を「同条第二十二項から第二十四項まで」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第二十条の二第二十三項第四号」を「第二十条の二第二十一項第四号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第二十条の二第二十三項に規定する確定優良住宅地造成等事業」を「第二十条の二第二十一項に規定する確定優良住宅地造成等事業」に、「同条第二十三項又は第二十五項」を「同条第二十一項又は第二十三項」に、「同条第二十三項に」を「同条第二十一項に」に、「十二月三十一日（同条第二十五項」を「十二月三十一日（同条第二十三項」に、「、同条第二十四項」を「、同条第二十二項」に改め、同項第一号ロ中「第二十条の二第二十三項各号」を「第二十条の二第二十一項各号」に、「同条第二十五項」を「同条第二十三項」に、「同条第二十四項又は第二十五項」を「同条第二十二項又は第二十三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第二十条の二第二十一項」を「第二十条の二第十九項」に、「同条第二十四項又は第二十五項」を「第二十条の二第二十二項又は第二十三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項第一号ハ中「第二十条の二第二十二項から第二十四項まで」を「同条第二十項から第二十二項まで」に、「同条第二十五項若しくは第二十六項」を「同条第二十三項若しくは第二十四項」に、「同条第二十三項若しくは第二十四項」を「同条第二十一項若しくは第二十二項」に改め、同号ニ中「第二十条の二第二十三項」を「第二十条の二第二十一項」に、「同条第二十四項又は第二十五項」を「同条第二十二項又は第二十三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第二十条の二第二十一項」を「第二十条の二第十九項」に、「同条第二十四項又は第二十五項」を「第二十条の二第二十二項又は第二十三項」に、「同条第二十五項若しくは第二十六項」を「同条第二十三項若しくは第二十四項」に、「同条第二十三項若しくは第二十四項」を「同条第二十一項若しくは第二十二項」に改め、同号ニ中「第二十条の二第二十三項」を「第二十条の二第二十一項」に、「同条第二十四項又は第二十五項」を「同条第二十二項又は第二十三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第二十条の二第二十一項」を「第二十条の二第十九項」に、「同条第二十四項又は第二十五項」を「第二十条の二第二十二項又は第二十三項」に、「同条第二十五項若しくは第二十六項」を「同条第二十三項若しくは第二十四項」に、「同条第二十三項若しくは第二十四項」を「同条第二十一項若しくは第二十二項」に改め、同号ホ中「第二十条の二第二十三項」を「第二十条の二第二十一項」に、「同条第二十四項又は第二十五項」を「同条第二十二項又は第二十三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第二十条の二第二十一項」を「第二十条の二第十九項」に、「同条第二十四項又は第二十五項」を「第二十条の二第二十二項又は第二十三項」に、「同条第二十五項若しくは第二十六項」を「同条第二十三項若しくは第二十四項」に、「同条第二十三項若しくは第二十四項」を「同条第二十一項若しくは第二十二項」に改め、同号ヘ中「第二十条の二第二十三項」を「第二十条の二第二十一項」に、「同条第二十四項又は第二十五項」を「同条第二十二項又は第二十三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第二十条の二第二十一項」を「第二十条の二第十九項」に、「同条第二十四項又は第二十五項」を「第二十条の二第二十二項又は第二十三項」に、「同条第二十五項若しくは第二十六項」を「同条第二十三項若しくは第二十四項」に、「同条第二十三項若しくは第二十四項」を「同条第二十一項若しくは第二十二項」に改め、同号に次のように加える。

ニ　国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類で、当該譲渡に係る土地等が当該譲渡をした時において地すべり防止区域等内にあるものでないことを明らかにする書類